

天王寺税務署からの連絡事項(目次)

(総務課)

- 1 大阪国税局管内税務署の内部事務のセンター化
- 2 令和4年度 税の作文募集

(管理運営部門)

- 1 令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税
 - (1) 予定納税額の通知書の送付
 - (2) 予定納税額の減額申請手続
- 2 より一層のキャッシュレス納付へ

(徴収部門)

- 1 国税の納付が困難な場合の猶予制度
- 2 ダイレクト納付のご案内

天王寺税務署からの連絡事項(目次)

(個人課税部門)

- ・ 税務代理人による各種書類等の代理受領について

《資産課税関係》

- ・ 令和4年分の路線価図等の公開日等

(法人課税部門)

1 インボイス制度について

- (1) 適格請求書発行事業者の登録の早期申請のお願い
- (2) インボイス制度説明会及び登録申請相談会

2 年末調整等に関するパンフレットの送付の取りやめ

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 大阪国税局管内税務署の内部事務のセンター化

国税庁では、令和3年7月から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(以下、「業務センター」という。)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

(大阪国税局の業務センターの状況)

内部事務のセンター化の対象署	業務センター室の名称	書類の郵送先住所
大阪福島、西淀川、東淀川、大淀	大阪国税局業務センター	〒532-8548 大阪市東淀川区木川東2丁目3番1号
浪速、東成、北	大阪国税局業務センター 北分室	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号
灘、兵庫、長田、須磨、神戸	大阪国税局業務センター 神戸分室	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

(業務センターへの郵送等に関するお願い)

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を
 - e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、郵送で業務センターへ送付願います。

- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。

- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただいております。

- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

- 内部事務のセンター化は、所轄税務署を変更するものではありません。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 令和4年度 税の作文募集

中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」について、新型コロナウイルス感染症の影響による学校側の負担に配慮しつつ、本年度も募集を継続いたします。

前年度同様、近畿税理士会天王寺支部長賞の表彰につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)



令和4年度 第56回
中学生の「税についての作文」
募集

▶テーマ **税に関すること**
題材は自由です。内容が税に関するものであれば何でも構いません。

募集要項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 締切日：令和4年9月5日（月） ■ 文字数：原稿用紙（100字詰め）3枚以内 ■ 提出先：所属の中学校を通じて地区税務府署組合連合会へ提出 ■ 発表：令和4年11月初旬 ■ 入賞：内閣総理大臣賞／総務大臣賞／財務大臣賞／文部科学大臣賞ほか 入選作品には賞状と副賞（記念品）を贈呈
-------------	---

〒245 東京都中央区新富町二丁目1番1号 税務署 天王寺税務署 総務課
TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1111
E-MAIL tsukuba@tax.go.jp
URL <http://www.tax.go.jp/kyosei/kyosei/kyosei.html>
お問い合わせ先：天王寺税務署 総務課
TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1111



令和4年度 第61回
**税に関する
高校生の作文募集**

募集要項

テーマ	税の意義と役割について考えたこと
応募資格	高校生及び中等教育学校生(後期課程)
提出先	最寄りの税務署
締切日	令和4年9月6日(火)必着
応募点数	1人1編
文字数	800字以上1,200字以内
表彰	優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
発表	優秀作品は、新聞掲載、学校名・学年・氏名とともに東京国税局ホームページや国税庁ホームページに掲載するほか、税務署等に資料を提供するなど、広く発表します。
著作権	作品の著作権は国税庁に移ります。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税

(1) 予定納税額の通知書の送付

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額(令和4年5月15日現在)が15万円以上の方には、6月15日付で「令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付しています。

区 分	納付期限(口座振替日も同じ)
第1期分	令和4年8月1日(月)
第2期分	令和4年11月30日(水)

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

- ✓ 本通知書は、該当するすべての納税者の方に書面でお送りしますので、e-Tax利用者の方についても予定納額の通知はメッセージボックスに格納されません。
- ✓ なお、振替納税利用者の方につきましては、振替納税される旨のお知らせが7月20日頃にメッセージボックスに格納されます。
- ✓ 税理士関与のある書面申告書を提出されている納税者の方には、申告書用紙の送付は行わないため、本通知書により予定納税額を確認いただく必要があり、関与先から写しを取得されるなどのご対応をお願いします。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和4年分所得税及び復興特別所得税の予定納税

(2) 予定納税額の減額申請手続

廃業、休業又は業況不振などの理由がある方は、予定納税額の減額申請ができますので、第1期分の減額申請をする場合は、令和4年7月15日(金)までに「予定納税額の減額申請書」を提出願います。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 より一層のキャッシュレス納付へ

国税の納付は金融機関や税務署等の窓口に出向く必要がない非対面のキャッシュレス納付のご利用をお願いします。

キャッシュレス納付はダイレクト納付ではありません。ペイジー等を利用したインターネットバンキングやクレジットカード納付もごさいますので、クライアントに応じた納付方法を検討いただくと幸いです。

また、申告所得税及び復興所得税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税につきましてはATMからも電子納税が行えますので、併せてご検討下さい。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 国税の納付が困難な場合の猶予制度

新型コロナウイルス感染症に係る特別法の施行による特例の納税猶予制度は、令和4年2月1日までに猶予期限が到来する国税が対象であるため、現在は原則適用できません。

しかしながら、他の猶予制度を適用することができますので、猶予期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますし、従来とは異なり原則担保も不要です。

関与先から相談があった際には、ご指導をお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

令和4年1月版

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

要件(換価の猶予)

- 1 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 2 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- 3 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- 4 納付すべき国税の納期限から6か月以内(注)に申請書が提出されていること。
(注)既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です(担保の提供が明らかに可能な場合を除く。)

内容(猶予が認められると)

- 1 原則として**1年間納税が猶予されます**(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 2 **猶予期間中の延滞税が軽減(注)**されます。
(注)通常年8.7%→軽減後年0.9%(令和4年中の利率)
- 3 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。



(注)既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。(裏面をご参照ください。)

国税庁

次のような個別の事情に該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例(納税の猶予)

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気がかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容(猶予が認められると)

- 1 原則として**1年間納税が猶予されます**(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 2 **猶予期間中の延滞税が軽減(注)又は免除**されます。
(注)通常年8.7%→軽減後年0.9%(令和4年中の利率)
- 3 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。



(注)既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
- ▶ 提出は、**便利なe-Tax**をご利用ください！
※ 郵送でも可能です(様式は国税庁HPから入手可能)。スマホやタブレットでも申請できます！
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**



※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については所轄のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省: https://www.soumu.go.jp/main/kyotou/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省: https://www.nhl.go.jp/stf/newpage_10425.html

国税の猶予の詳細はこちら



国税庁

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 ダイレクト納付のご案内

期限内納付を確保する手段として予納制度の利用勧奨やキャッシュレス納付を広報・周知しています。

ダイレクト納付を利用した予納につきましても、ご検討・ご指導をよろしくお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

国税の納付は、**簡単・便利な** **ダイレクト納付** をご利用ください

e-Taxを利用して電子申告・徴収計算書データの送信又は納付情報の送信をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます!
- ▶**電子納税書の送付やICカードリーダーは不要です!**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に向かう必要がありません!
- ▶**源泉徴収税を毎月納付している方に便利です!**
- 即日又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が税務署に代わって納付手続を行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 定期限前の計画的な納付(予約)が簡単にできます!
- ▶(P4「ダイレクト納付を利用した予約」をご覧ください)

↑ 詳しくはこちら

地方税より納付方法のご案内

「地方税共通納税システム」から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。詳しくはeTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。
※県民と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ異なりが必要となり次第、地方税共通納税システムは、地方税利用開始が確認されています。

ダイレクト納付を利用するには

- ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)でご確認ください。
- e-Taxの利用開始手続をする**
e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの期始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二番に手続することのないようご注意ください。
- ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名・押印の上、書面を税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

ダイレクト納付の利用方法

- e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する**
「e-Tax」へのメールアドレスのご登録をお願いします。
- メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する**
「今すぐに納付される方」を選択
又は
「納付日を指定される方」を選択する
「今すぐに納付される方」を選択
届出された預貯金口座から即時に振替が行われ、納付が完了します。
「納付日を指定される方」を選択
届出された預貯金口座から指定した日付に振替が行われ、納付が完了します。なお、届出された日付、日付の前後の振替は行われず、振替予定の日付より前の日付からの振替は行われず、振替予定の日付より後の日付からの振替は行われず、振替予定の日付にのみ振替が行われます。
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残額をご確認ください。
- 納付状況を確認する**
ダイレクト納付完了後追加メッセージボックスに格納されますので、内容を確認してください。
※決済予定まで完了しない場合は、必要に応じて入金してください。
ダイレクト納付の一日の納付については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手続マニュアル」をご覧ください。

おすすめ
※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに格納された届出でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお願いします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納付が利用可能な方又は届出内容を変更される方は、**黄色**の欄に必要事項を記載し、交付士に提出していただく。住所等を変更する場合は、**赤色**の欄に必要事項を記載してください。

切り取り線で切りはなして提出してください

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

・ 税務代理人による各種書類等の代理受領について

税理士法基本通達2-3の改正(本年4月1日施行)により、税務官公署から納税者に対して発する書類等の受領行為が税務代理に該当することが明確化されました。

税務調査の際に、税理士法第30条に基づく「代理権限証書」を提出している税務代理人から、税務官公署に納税者に代わり対象書類を受領する旨の要望があった場合は、原則として当該税務代理人宛に送付します。

代理受領の対象となる書類は、実地調査の結果として納税者に通知する「加算税の賦課決定通知書」「更正決定通知書」などの書類です。

行政指導には対応しておりませんので、ご留意ください。

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

《資産課税関係》

・ 令和4年分の路線価図等の公開日等

令和4年分の路線価図等は、令和4年7月1日(金)午前11時に国税庁ホームページにて公開予定です。

なお、税務署では冊子による閲覧は実施しておりません。国税庁ホームページにアクセスし、閲覧してください。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 インボイス制度について

(1) 適格請求書発行事業者の登録の早期申請のお願い

現在、大阪国税局管内を含め、全庁(国)的に適格請求書発行事業者の登録申請の申請書提出件数は、事業者数に比して低調な状況となっております。

この状況が継続すれば、原則的な申請期限(令和5年3月31日)が近づいてくる年末頃から登録申請の集中が想定され、御関与先へ登録通知書を送付する際に、相当のお時間を要することが見込まれます。このため、申請を予定している事業者の早期申請に引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、インボイス制度導入に当たり、御関与先に対し、必要に応じて取引先と取引条件の見直しを相談していただく必要もあり得ることをご留意ください。

また、税務署から会員の皆様に対して、個別に早期申請に向けたお願いを行っておりますので、ご対応よろしく願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

1 インボイス制度について

(2) インボイス制度説明会及び登録申請相談会

インボイス説明会開催日程一覧表

- 「事前予約制」で開催していますので、参加を希望する場合は、連絡先まで連絡願います。
なお、予約の申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことをあらかじめご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえ、開催が中止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 各説明会の後に申請手続き相談会(登録申請手続きのサポート)を設けております。
- 登録申請相談会に参加される方で、当日、会場での登録申請手続きを希望される個人事業者の方は、スマートフォン及びマイナンバーカードをご持参ください。
※ スマートフォン及びマイナンバーカードをお持ちでない方は、書面による登録申請も出来ますので、ボールペン等の筆記用具をご持参ください。

主催者 天王寺税務署・公益社団法人天王寺納税協会
 開催場所 天王寺納税協会3階会議室
 〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号
 連絡先 天王寺税務署 06-6772-1281(音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。)

開催日時		定員	説明会等の名称等	留意事項
年月日	時間			
R4.7.1	15:00~16:00	20名	インボイス制度説明会	【要事前予約】 6月29日17時までにお電話で予約願います。
R4.8.22	14:00~15:00	20名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	【要事前予約】 8月18日17時までにお電話で予約願います。
	15:30~16:30	20名	インボイス制度説明会	
R4.9.16	14:00~15:00	20名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	【要事前予約】 9月14日17時までにお電話で予約願います。
	15:30~16:30	20名	インボイス制度説明会	
R4.10.14	14:00~15:00	20名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	【要事前予約】 10月12日17時までにお電話で予約願います。
	15:30~16:30	20名	インボイス制度説明会	
R4.11.14	14:00~15:00	20名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	【要事前予約】 11月10日17時までにお電話で予約願います。
	15:30~16:30	20名	インボイス制度説明会	
R4.12.12	14:00~15:00	20名	インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	【要事前予約】 12月8日17時までにお電話で予約願います。
	15:30~16:30	20名	インボイス制度説明会	

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

2 年末調整等に関するパンフレットの送付の取りやめ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項(昨年からの変更点)や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。